

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1026号)

平成24年2月17日

横情審答申第1026号

平成24年2月17日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成23年9月27日建総第452号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成17年12月22日 当時の市長宛に「懲戒処分申立書に関連した質問申立書」を提出されていますが、その文書の処理に係わった職員の氏名、所属及び住所」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成17年12月22日 当時の市長宛に「懲戒処分申立書に関連した質問申立書」を提出されていますが、その文書の処理に係わった職員の氏名、所属及び住所」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成17年12月22日 当時の市長宛に「懲戒処分申立書に関連した質問申立書」を提出されていますが、その文書の処理に係わった職員の氏名、所属及び住所」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年6月23日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 平成15年10月に異議申立人（以下「申立人」という。）から提出された懲戒処分申立書を受けて、関係者に事実確認する等の調査や処分の要否について検討を行ったところ、懲戒処分に当たるような事実やその疑義はないと判断している。また、これらの対応を決定する過程は、全て口頭で行われ、文書を作成することはなかった。
- (2) 懲戒処分申立書に関連した質問申立書（以下「質問申立書」という。）については、前記(1)のとおり、懲戒処分に当たるような事実や疑義はないと質問申立書が提出された当時判断していた。また、質問申立書の取扱いに関する規定はなく、検討した内容について、文書を作成する必要性も認められなかった。したがって、その内容についての対応を決定する過程は、全て口頭で行われ、文書を作成することはなかった。当然、質問申立書の処理に関わった職員の氏名、所属及び住所が記載された書類も作成することはなかった。
- (3) 申立人は、口頭での調査・検討等について、虚偽である旨を主張しているが、前

記の理由により文書は作成していない。また、現存する文書を探索したが該当する文書は見つからなかった。

(4) したがって、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 非開示決定通知書において、「懲戒処分申立書に関連した質問申立書」の処理（内部での事実確認や検討等）について、当時は口頭で行っており、当該開示請求に係る行政文書については、作成しておらず、保有していないため。」という虚偽の理由で非開示になっている。

(3) 申立人は懲戒処分申立書を平成15年10月に都市経営局市長室秘書課（当時。現在の政策局秘書部秘書課）に持参したところ、市民局広報相談部広聴課（当時。現在の市民局広報相談サービス部広聴相談課。以下「広聴課」という。）へ案内され、広聴課の職員が懲戒処分申立書を受領した。

(4) その後、広聴課から申立人に何ら連絡がなかったため、再度広聴課を訪ねたところ、申立人が提出した懲戒処分申立書については各局の不祥事防止対策委員会に該当する案件と判断したため、建築局に回送したと説明を受けた。この事実からも懲戒処分申立書は懲戒処分に該当する事案であったため、広聴課から建築局に回送されたのである。

(5) ところが、建築局総務部総務課（以下「建築局総務課」という。）の係長から何の連絡もなかったため、広聴課の係長に電話で催促したところ、平成17年3月に建築局総務課の係長から懲戒処分申立書の回答については、文書で3月中に回答するという内容の文書が送付されてきた。

(6) その後、建築局総務課から申立人に対し、何の連絡もなかったため、平成17年12月に懲戒処分申立書に関連した質問申立書を提出したが、質問事項についての回答を未だ受領していない。この事実から非開示とした理由は、虚偽の事実であることが明白である。

#### 5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が平成17年12月22日に実施機関に提出した質問申立書に関わった職員の氏名、所属及び住所が分かる文書である。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張している。

イ 当審査会では、平成24年2月17日の答申第1020号において、質問申立書に関して、実施機関が行った調査及び検討の結果について記録された文書が作成されていないという実施機関の説明に不合理な点は認められないとしている。

ウ そうすると、調査及び検討の結果について記録された文書が存在しない以上、本件申立文書を作成していないという実施機関の説明にも不合理な点は認められない。

(3) 付言

本件請求に係る開示請求書には、申立人本人が過去に実施機関に提出した文書を添付し、当該文書に関する文書の請求をしている。したがって、本件請求は、条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人情報を求める開示請求であると考えることができ、本来であれば、請求の対象となる文書の存否を答えるだけで非開示情報を明らかにすることになるとして、存否応答拒否を検討すべきものであったとも考えられる。

今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重に行うよう望むものである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年9月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年10月7日 (第126回第三部会) 平成23年10月13日 (第193回第一部会) 平成23年10月14日 (第200回第二部会)	・諮問の報告
平成23年11月4日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年11月18日 (第129回第三部会)	・審議
平成23年12月2日 (第130回第三部会)	・審議
平成24年1月20日 (第132回第三部会)	・審議